

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）の公布による。

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

立川市職員退職手当支給条例（昭和26年立川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、一般職の職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）に支給する退職手当について定めることを目的とする。</p> <p>（一般の退職手当）</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2 退職手当の調整額は、次条第1項に規定する退職した者のうち、<u>次の各号に掲げる者</u>に支給する。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p>第9条 ……略……</p> <p>2～11 ……略……</p> <p>12 偽りその他不正の行為によって第1項、<u>第3項及び第5項</u>から第8項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。</p> <p>13. ……略……</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、一般職の職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）に支給する退職手当について定めることを目的とする。</p> <p>（一般の退職手当）</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2 退職手当の調整額は、次条第1項に規定する退職した者のうち、<u>次に掲げる者</u>に支給する。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p>第9条 ……略……</p> <p>2～11 ……略……</p> <p>12 偽りその他不正の行為によって第1項<u>及び第3項</u>及び第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。</p> <p>13 ……略……</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。